

尚美学園大学 教育改革推進プロジェクトWG 設置要綱

令和6年7月2日

学長裁定

(目 的)

第1条 この要綱は、尚美学園大学（以下「本学」という。）における教育改革推進に関する事項を検討するため、教育改革推進プロジェクトWG（以下「本WG」という。）について必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 本WGは、学長の下に設置する。

(所掌事項)

第3条 本WGの所掌事項は、以下のとおりとする。

- (1) 「三つの方針」に関する事項
- (2) 学修成果・教育成果の把握・可視化に関する事項
- (3) その他教育改革の推進等に必要な事項

(構 成)

第4条 本WGは、学長が指名する専任教職員をもって構成する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 本WGの座長は、委員の互選により選出する。

- 2 本WGは、座長が招集し、その運営に当たる。
- 3 本WGは、委員の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。
- 4 本WGの座長は、必要に応じ、委員以外の者に本WGへの出席を要請し、意見を聴くことができる。

(議 決)

第7条 本WGの議事は、出席構成員の過半数の賛成によって決定する。

(報 告)

第8条 本WGの検討結果は、必要に応じて、教育研究評議会及び大学経営会議に報告し、又は、承認を求めるとともに、教授会、各種全学委員会等に報告するものとする。

(所 管)

第9条 所管は、大学戦略・IR室とする。

(改 廃)

第10条 この要綱の改廃は、教育研究評議会の議を経て大学経営会議の承認を得なければならない。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月2日から施行する。